

「訪問看護業務の手引 平成 30 年 4 月版」正誤（その 2）

平成 30 年 12 月 社会保険研究所

本書について、以下の誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

頁・箇所	訂正前	訂正後
79 頁 上から 18 行目～	<p>具体的には、次の①～③の場合に、その建物に居住する利用者 20 人以上に対して指定訪問看護を行ったときに、減算が行われます。</p> <p>①指定訪問看護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物、若しくは指定訪問看護事業所と同一の建物（同一敷地内建物等）に居住する利用者が、<u>1 月当たり 20 人以上（50 人未満）の場合</u>：所定単位の 100 分の 90</p>	<p>具体的には、次の①～③の場合に、その建物に居住する利用者に対して指定訪問看護を行ったときに、減算が行われます。</p> <p>①指定訪問看護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物、若しくは指定訪問看護事業所と同一の建物（同一敷地内建物等）に居住する利用者に対し<u>指定訪問看護を行った場合（③の場合を除く）</u>：所定単位の 100 分の 90</p>
108 頁 下から 15 行目～	<p>長時間の訪問を要する利用者に対して、1 回の指定訪問看護の時間が 90 分を超えた場合は、<u>1 人の利用者に対して週 1 回（15 歳未満の超重症児，準超重症児，15 歳未満で巻末 4 ②に該当する利用者については週 3 回）</u>に限り、5,200 円を加算できます。</p>	<p>長時間の訪問を要する利用者に対して、1 回の指定訪問看護の時間が 90 分を超えた場合は、<u>週 1 回（15 歳未満の超重症児，準超重症児，15 歳未満で巻末 4 ②に該当する利用者については週 3 回）</u>に限り、5,200 円を加算できます。</p>